

事業計画書  
(令和3年度)

社会福祉法人 聖静学園

## — 目 次 —

理念	1
施設の運営	1
事業の展開	1
事業計画骨子	2
重点項目	2
1. 法人本部	
(1) はじめに	3
(2) 事業計画	
①新型コロナウイルス感染症対策の徹底	3
②障害者支援施設石山センターの建替の実現に向けた取り組み	4
③コロナ禍における経営の継続・安定化	4
④コロナ禍における法人運営の見直し	5
⑤総務課の機能と組織の見直し	5
⑥コロナ禍における「働きやすい職場」「働き続けられる職場」の 実現に向けた取り組み	5
⑦職員の定着・専門性の向上に向けた育成とサポート体制の取り組み	6
⑧利用者及びその家族に対する満足度評価の実施	6
⑨防犯対策の徹底	6
⑩災害におけるBCP（事業継続計画）対策として非常用電源の確保	7
⑪コロナ禍における会議や研修の在り方の見直し	7
2. 障害者支援施設「石山センター」	
(1) はじめに	8
(2) 事業	8
(3) 事業計画	
①新型コロナウイルス感染防止の徹底	8
②新しい生活スタイルにともなうサービス・支援の確立	9
③コロナ禍における新しい家族との交流の在り方	10
④建替の実現に向けた法人との連携	10
⑤職員の専門性の向上	10
⑥サービスに対する利用者及び家族の満足度の把握	10
⑦個別支援計画におけるアセスメントの見直し	11
⑧短期入所事業	11

3	生活介護事業所 「いしやま」	
(1)	はじめに	12
(2)	事業	12
(3)	事業計画	
①	新型コロナウイルス感染防止の徹底	12
②	現サービスの継続・維持	13
③	新しい活動スタイルにともなうサービスの確立	13
④	職員の専門性の向上	14
⑤	サービスに対する利用者及び家族の満足度の把握	14
⑥	個別支援計画におけるアセスメントの見直し	14
⑦	食事の提供	15
4.	グループホーム 「るあーな」	
(1)	はじめに	16
(2)	事業	16
(3)	事業計画	
①	新型コロナウイルス感染防止の徹底	16
②	新しい生活スタイルにともなうサービスの確立	17
③	安定的な支援体制の確保	17
④	サービスに対する利用者及び家族の満足度の把握	18
⑤	生活介護事業所いしやまとの連携の維持	18
⑥	コロナ禍における就労の維持とそれにともなう新たな支援の構築	18
5.	居宅介護事業所 「フルネス」	
(1)	はじめに	20
(2)	事業	21
(3)	事業計画	
①	新型コロナウイルス感染防止の徹底とサービスにおける柔軟な 対応の実施	21
②	新型コロナウイルス状況下における事業継続	22
③	中期的な展望から今後の事業継続の可否についての検討	22
④	今後の利用者及びその家族のニーズ <sup>〃</sup> に対するアンケート調査の 実施	22
⑤	通所(生活介護)利用者及び GH 利用者の地域生活における包括的な サービスの役割分担の整理	22

## 令和3年度 社会福祉法人 聖静学園 事業計画

### 理念

社会福祉法人聖静学園は、初代理事長の故芝木マサの長きにわたる幼稚園における統合保育の実践の延長線上にあります。開設当時、大人になった自閉症児の行く末を案じ、芝木マサが私財を投じ当施設が開設に至りました。芝木マサの「保育を受ける権利はすべての子供に対し平等である」という教育理念のもと、「すべての障がい者に平等に療育を」という設立の精神のもと、「一人ひとりの違いを受け入れ、認め合い、仲間と共に成長する」ことを目指してまいりました。

私たちはその理念を受け継ぎ、利用者一人ひとりの社会人としての尊厳の保持と発達の保障を基本として、利用者が仲間と共に地域で健康で豊かな生活を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努力します。そのためには、一人ひとりの障がいを個性として捉え、一人ひとりの障がいの特性を理解すると共に、一人ひとりの障がいに応じ、人権に配慮して、以下の施設を運営し事業を展開します。

### 施設の運営

- ①障害者支援施設 「石山センター」  
施設入所支援・生活介護（定員 30 名）  
短期入所（定員 2 名）

### 事業の展開

- ①生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」 （定員 38 名）
- ②共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」 （定員 7 名）
- ③居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」  
移動支援・行動援護

## 事業計画骨子

令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、法人は「感染症防止対策」と「新しい生活様式」への対応を求められ、感染リスクとの共存が「新常識」となりました。そこで、「感染症防止」と「事業継続」の両立のために、本法人において利用者や職員の安全・安心の確保が急務となっている状況にあります。本法人において令和 3 年度も引き続きこの対策に取り組んでいきます。

我々、福祉業界の仕事はテレワークのような対応が不可能な業種であり、一度感染が発覚すると事業休止という対応を取らざるを得なくなるため、国内における感染の流行が収束するまでの期間、新型コロナウイルスをめぐる状況を的確に把握し、国や地方自治体、他の事業者などと一丸となって感染症対策を進めていきます。

また、新型コロナウイルスで休業自粛の波が福祉業界にも影響を与えており、本法人においても令和 2 年度に居宅介護事業と短期入所事業において休業を余儀なくされ、新型コロナ関連支出とともに事業活動収支に大きな影響を与えています。今後の障害者支援施設石山センターの建替を念頭に置き、今まで以上に適切な運営を心掛け、これまで同様に経営を継続・安定させる必要があります。

同時に、障害者支援施設石山センターの建替の実現に向け、外部・内部に対する必要な取り組みを確実に進めていきます。

障害福祉の現場は接触をしなければ出来ない仕事のため、新型コロナウイルスの感染リスクが高い「3密」の状況を避けるのが難しい状況にあり、同時に障害福祉施設での新型コロナウイルスのクラスターが発生しやすい状況では、利用者と濃厚接触する職員は常に感染リスクを抱えながら現場で働いています。さらに、継続して人手の確保が難しい状況下であり、その上、新型コロナウイルスの影響で現場の職員への負担も大きくなっています。引き続きコロナ禍において「働きやすい職場」「働き続けられる職場」の実現に向けた取り組みを進めていきます。

事業計画骨子を踏まえ、以下を令和 3 年度の取り組みの重点項目とします。

## 重点項目

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底
- 2) 障害者支援施設石山センターの建替の実現に向けた取り組み
- 3) コロナ禍における経営の継続・安定化
- 4) コロナ禍における「働きやすい職場」「働き続けられる職場」の実現に向けた取り組み
- 5) 職員の定着・専門性の向上に向けた育成とサポート体制の取り組み
- 6) 利用者及びその家族に対する満足度評価の実施
- 7) 災害における BCP（事業継続計画）対策として非常用電源の確保

## 1. 法人本部

### (1) はじめに

法人運営に関しては、コロナ禍において感染症対策の徹底、経営の継続・安定化が求められ、一方で障害者支援施設石山センターの建替の実現と災害におけるBCP（事業継続計画）対策として非常用電源の確保が求められています。

また、質の高いサービスの提供に向け、サービスの提供主体である職員の定着・専門性の向上に向けた育成とサポート体制の取り組みとサービスの受け手である利用者及び家族に対する満足度評価の実施が望まれています。

### (2) 事業計画

#### ①新型コロナウイルス感染症対策の徹底

令和2年度はコロナ禍において感染症対策委員会が中心となり、利用者及びその家族や職員の安全・安心を最優先させ対策に取り組んできました。また、施設にウイルスを持ち込まないことを最大のミッションとして手探りの中で様々な感染症予防対策を講じてきました。そのような中で本法人独自のガイドラインを定め取組んできました。また、市中の感染拡大状況に応じ取組の再検討や再徹底を行ってきました。

令和3年度も下記の視点で引き続き感染拡大防止に向けた取組を継続・徹底して行きます。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、国の方針に基づき、しっかりと利用者の障がい特性や健康状態などを札幌市と協議の上、速やかに全ての利用者が円滑かつ安心してワクチン接種を受けられる働きかけを行い、全利用者及び全職員のワクチン接種の実現に向け取り組んで行きます。

\* コロナ禍における各事業及びサービスの継続・維持

\* 全ての利用者及び職員に対する円滑かつ安心できるワクチン接種の実現

\* 感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

\* 物理的環境面における予防対策

\* 人的面における予防対策

\* 支援・サービス面における予防対策

\* PPE(個人防護具)等の確保

\* 感染者等が発生した場合に備えた事前準備

\* 職員間での情報共有と感染防止に向けた職員の連携

\* 職員の今に適応した正しい知識とそれに基づく正しい感染症対策と技術の習得

\*コロナ禍における働きやすい職場、働き続けられる職場の実現

## ②障害者支援施設石山センターの建替の実現に向けた取り組み

令和 2 年度に隣接地の土地を購入し、当初予定であった現在地における建替から購入地における建替に変更しています。また、建替基本計画検討委員会を発足しています。しかし、委員会においては新型コロナウイルス感染拡大により開催が滞っている状況であります。

令和 3 年度はコロナ禍において十分な感染予防対策を講じ、より積極的に開催を重ねて行きたいと考えます。また、コロナ禍において新たに住環境の課題が明確になっており、それに対応した住環境の実現も議論に含めて行きます。

さらに、法人の将来に対して持続性のある法人運営のために、身の丈に合った資金計画を策定して行きます。

### 建替コンセプトの実現に向けた取組

- \*利用者及びその家族の現在また将来に向けた安心の実現
- \*利用者の人権やプライバシーを保障した安全の確保
- \*利用者の障がい特性に配慮しまたそこから生じる課題への対応
- \*利用者の高齢化にともなう身体的・精神的課題への対応
- \*利用者の行動障がいや医療の重度化への対応
- \*生活の場としてのより充実した包括的支援の実現
- \*職員の利用者に対するより良い支援・介護を可能にする環境
- \*防災・防犯・感染症予防及び拡大防止への対応
- \*地域資源としての役割及び地域貢献の実現
- \*効率的な施設運営の実現

### 令和 3 年度予定

- \*補助(札幌市障がい者地域生活サービス基盤整備事業)協議→申請
- \*基本構想策定
- \*地質検査・測量実施
- \*設計入札→契約→実施設計
- \*福祉医療機構(福祉貸付事業融資制度)事前相談

## ③コロナ禍における経営の継続・安定化

新型コロナウイルスの影響が本法人においても令和 2 年度には居宅介護事業と短期入所事業において休業を余儀なくされています。また、コロナ禍において利用者及びその家族の利用ニーズにも変化が見られてきています。

このような中で令和3年度は感染症予防対策を優先しつつ、今まで以上に適切な運営を心掛け、これまで同様に経営の継続・安定に向け努力します。同時に、コロナ禍の社会環境において法人の将来を見据えた中期的経営戦略を再考する必要があり、各事業内容を分析しその方向性を整理して行きます。

#### ④ コロナ禍における法人運営の見直し

令和2年度はコロナ禍における感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず対面による開催を見合わせ、定款の定めに基づき決議の省略を活用した実施に至っています。

令和3年度も市中の感染拡大状況を見極めた上で開催方法を判断することとし、重要案件について対面開催が難しい場合は決議の省略以外にも Web 開催等の実施も視野に入れて行きます。

#### ⑤ 総務課の機能と組織の見直し

長年の懸案であった総務課について、令和3年度は2名から1名増員し3名体制とし、同時に、総務課における総務・庶務・法人事務局の機能を整理し、その分化と業務(責任)分担を再構築し、通常業務の安定化と将来に渡る持続可能な組織作りを目指して行きます。支援課における支援統括課長の佐藤を令和3年度は総務課課長兼務とします。それに伴い、支援課における三課長の役割(責任)分担を再構築します。

#### ⑥ コロナ禍における「働きやすい職場」「働き続けられる職場」の実現に向けた取り組み

令和2年度はコロナ禍において職員が安全に安心して働きやすい職場、働き続けられる職場の実現に向けて取り組んできました。日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めてきました。また、PPE(個人防護具)の提供や法人のガイドラインに基づく出勤停止の際の特別休暇扱い、該当者に対する法人独自の法人負担によるPCR検査の実施、労災保険の上乗せとしての損害保険の見直しなどを実施しています。

令和3年度もコロナ禍において引き続き取り組んで行きます。

また、令和2年度より手書きによるタイムカードを導入し労働時間等の管理を実施しています。結果、法人全体に労働時間に対する個々の管理意識が根付いてきています。同時に、業務などにおける個々の時間管理も向上してきています。

令和3年度も現在の形を継続し、不適切になる可能性のある情報をしっかりと把握し、いつでもチェックできる仕組みと体制を維持して行きます。



#### ⑦職員の定着・専門性の向上に向けた育成とサポート体制の取り組み

求人難の状況は継続して困難を極めています。このような中で新任職員の育成及び現任職員の専門性の向上に向けた体制作りとその取り組みが職員の定着に資することを考えるとますます重要になっています。

令和3年度は職員の早期離職防止のために、エルダー・メンター制度を継続し新任の段階からしっかりとサポートして行きます。年度末個別面談は新型コロナウイルス感染防止の観点より、面談は実施せずに各評価シートの提出のみに留め、必要があれば所属課長が個別に対応します。また、各事業において定期的な自己点検の実施と責任者による個別面談を通したスーパーバイズを実施し、個々人のストレスの状況も含め、多面的に状態を把握するとともにそれに対するサポートを徹底して行きます。

#### ⑧利用者及びその家族に対する満足度評価の実施

利用者はその人らしい生活を実現するためにニーズを満たすサービスの提供者を選べる時代となっています。一方、サービス提供者には利用者一人ひとりのニーズを満たすサービスの提供や福祉事業の経営が求められるとともに、利用者一人ひとりの豊かな生活を実現する質の高いサービスの提供が求められています。この実現のために、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならず、本法人で提供されているサービスに対する評価の実施とその継続的な取り組みを行うことにより、さらなるサービスの向上を目指すことが重要であります。

令和2年度は先ず、各事業における個別支援計画に対する利用者及びその家族の満足度を把握する仕組みを取り入れ、個別支援計画に反映させることを開始しています。

また、令和3年度より各事業におけるサービスに対する利用者及びその家族の満足度評価の実施に向け取り組む予定であります。その結果を真摯に受け止めさらなるサービスの向上を目指して行きたいと考えます。

#### ⑨防犯対策の徹底

地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることを目指しながら、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設などとなることの両立を図ることを目指して行きます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策として、各玄関の施錠の徹底及び外部訪問者の個別対応を実施し、同時に職員及び利用者と外部訪問者の使用玄関の分離を実施しています。

結果的に新型コロナウイルス感染防止対策のみならず防犯対策にも資するもの判断し、令和3年度も継続します。

#### ⑩災害におけるBCP（事業継続計画）対策として非常用電源の確保

毎年、各地で自然災害が発生しており、非常災害時における対応について要配慮利用者である当該施設の利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に引き続き努めなければなりません。特に、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震によるブラックアウト（大規模停電）という今までにない経験により、いかなる場合にも事業活動を早く再開し、継続することができるためには非常用自家発電設備が必要とされています。本法人においては、まだ非常用自家発電設備を用意しておらず、国の第三次補正予算措置を想定した非常用自家発電設備整備費などの国庫補助に係る札幌市における補助事業を活用して整備したいと考え、令和2年度に補助協議申請書類を提出しています。

3月に国から当該補助金の内示通知が届き、国への補助金交付申請を行っています。当該補助事業に係る札幌市の予算については、令和3年度に繰越を行う予定で事務を進めていることから、契約など事業の執行に関しましては、4月以降に行う予定であり、4月以降に順次、入札できるようご準備を進め、早期実現を目指すこととします。なお、障害者支援施設石山センターの建替に際しては移設する予定です。

#### ⑪コロナ禍における会議や研修の在り方の見直し

コロナ禍において感染防止対策の観点より集合しての会議や研修に制限が生じています。すでに外部の会議や研修などはオンラインによる実施が主となってきています。本法人の会議については内容を見極め必要最低限の単位で集合により実施しています。また、内部研修については実施を見合わせてきましたが、3月に初めてオンラインを使用して入所と地域を分離して実施しています。今後は会議についてもオンラインの積極的な活用を視野に入れ、内部研修についてはオンラインを使用した活発的な実施を目指して行きます。

## 2. 障害者支援施設 「石山センター」

### (1) はじめに

障害者支援施設は、利用者の生活を継続する上で欠かせないものであり、コロナ禍において十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービス・支援を継続的に提供することが重要であります。引き続き、新型コロナウイルス感染防止の徹底に努め、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えることが重要であります。入所施設において一番大事なのは施設内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。同時に、コロナ禍における「新しい生活スタイル」にともなうサービス・支援の確立や家族との交流の在り方に引き続き取り組んでいきます。

また、建替に向け日々直接支援を提供している立場から様々な提案を行い、実現に向けて法人と連携して行きます。

さらに、職員の専門性の向上をとおして利用者に対する権利擁護と虐待防止を徹底して行きます。また、各事業に対する利用者及びその家族の満足度の把握に努め、それをサービスに反映させサービスの向上につなげて行きます。

### (2) 事業

#### ①入所支援

障害者支援施設 施設入所支援・生活介護「石山センター」

定員 30 名／現員 30 名 (R3.4.1 現在)

#### ②在宅支援

短期入所事業 障害者支援施設「石山センター」

定員 2 名(R3.4.1 現在)

### (3) 事業計画

#### ①新型コロナウイルス感染防止の徹底

令和 3 年度も令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い利用者を支援する入所施設において、施設の実状に応じた感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えて行きます。

一番大事なものは、施設内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。本施設の利用者の中には高齢者や基礎疾患を抱える者も多く、常に見守りが必要でマスク着用や3密回避など感染症対策が自身で取れない利用者に対する感染対策の難しさが浮き彫りになっています。このような利用者に対して利用者ばかりではなく、利用者と接触する職員、職員と接触する可能性がある業者等を含めてマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つ対策を徹底することが重要であります。

利用者に対しては感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施や体調の確認を行うことなどにより、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無などに留意することが重要であります。その際、障がい特性により、利用者が体調の変化を自発的に伝えることが難しい場合も想定され、普段接している職員の気づきも非常に重要であることから、積極的に職員間の情報交換に努めることも重要であります。加えて、生活環境に対する毎日の清掃・消毒や定期的な換気の徹底も重要であります。さらに、職員が感染源となることのないよう昼食時にマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つことや職場はもとより職場外でも感染拡大を防ぐための取組を各自が徹底して行きます。

また、ワクチン接種は発症や重症化の予防効果が期待されており、特に障害者支援施設の利用者や高齢者に対して優先接種の対象となるため、しっかりと利用者の障がい特性や健康状態等を札幌市と協議の上、速やかに全ての入所利用者及び職員が円滑かつ安心してワクチン接種を受けられる働きかけを行い、ワクチン接種の実現に向け取り組んで行きます。

## ②新しい生活スタイルにともなうサービス・支援の確立

コロナ禍において感染予防の観点より令和2年度は利用者にとって様々な制限の元での生活となりました。利用者感染症拡大から守るため、利用者の日常生活においてご自身の生活に合った「新しい生活様式」の実践に取り組んできました。これはこれまで想定したことのない新たな日常の形が浸透するきっかけとなりました。新型コロナウイルスの影響により、施設でそれまで実施していた行事を実施することが難しくなりました。また、外出の機会も必要最低限に限られています。このような状況下において、令和2年度は工夫を凝らして利用者がめりはりのある生活が送れるよう新たな行事などの実施に取り組んできました。

令和3年度も利用者一人ひとりの施設での暮らしが少しでも豊かなものになるよう取り組んで行きます。

### ③コロナ禍における新しい家族との交流の在り方

令和 2 年度はコロナ禍において家族とも様々な制限の元での交流となりました。面会や外出、外泊の中止、感染防止対策を徹底した上での必要最小限の範囲で面会の実施、オンラインによる面会の実施など、その時その時の市中感染拡大状況を見て交流方法を判断し実施してきました。施設からは定期的な電話やお手紙、写真等による利用者の近況報告やそれにともなう家族の近況把握による積極的な情報提供と交換に努めてきました。

令和 3 年度も継続して取り組んで行く予定であります。

### ④建替の実現に向けた法人との連携

令和 2 年度に隣接地の土地を購入し、当初予定であった現在地における建替から購入地における建替に変更しています。また、建替基本計画検討委員会が発足され支援課より 3 課長が委員として加入しています。必要に応じて、部会を置く予定であります。

コロナ禍において新たに住環境の課題が明確になっており、それに対応した住環境の実現も重要となっています。令和 3 年度はより積極的に現場の知見を反映させて行きます。

### ⑤職員の専門性の向上

職員の育成及び専門性の向上に向けた体制作りと取り組みが職員の定着と権利擁護や虐待防止に資することを考えるとますます重要となってきています。

令和 3 年度は職員の早期離職防止のために、エルダー・メンター制度を継続し、新任の段階からしっかりとサポートして行きます。また、定期的な自己点検の実施と責任者による個別面談を通したスーパーバイズを実施し、個々人のストレスの状況も含め、多面的かつ継続的に状態を把握するとともにそれに対するサポートを徹底して行きます。

また、権利擁護・虐待防止に関する内部研修会を令和 3 年度も継続して実施して行くことで、個々の職員はもちろんのことチームとして、利用者の尊厳や人権、権利を尊重したより良い支援の実現を目指して行きます。

### ⑥サービスに対する利用者及び家族の満足度の把握

利用者はその人らしい生活を実現するためにニーズを満たすサービスの提供者を選べる時代となっています。一方、サービス提供者には利用者一人ひとりのニーズを満たすサービスの提供や福祉事業の経営が求められるとともに、利用者一人ひとりの豊かな生活を実現する質の高いサービスの提供が求められています。この実現のために、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない、当法人で提供されているサービスに対する評価の実施とその継続的な取り組みを行うことにより、さらなるサービスの向上を目指すこと

が重要であります。

令和2年度は先ず、各事業における個別支援計画に対する利用者及びその家族の満足度を把握する仕組みを取り入れ、個別支援計画に反映させることを開始しています。

また、令和3年度より各事業におけるサービスに対する利用者及びその家族の満足度評価の実施に向け取り組む予定であります。その結果を真摯に受け止めさらなるサービスの向上を目指して行きたいと考えています。

#### ⑦個別支援計画におけるアセスメントの見直し

個別支援計画の質の向上を求め、令和元年度の個別支援計画より作成過程(プロセス)を見直しています。

令和3年度は令和2年度より取り組んでいるアセスメントの見直しについて、より実効性を持たせ計画に活かしていく形を作っていきます。

#### ⑧短期入所事業

令和2年度はコロナ禍において、現況に鑑み、本入所施設への新型コロナウイルス感染を防ぐため、短期入所サービスを休業しています。短期入所事業の利用者の多くが本生活介護事業所いしやまの利用者であり、説明及び理解を得る働きかけを行ってきました。

令和3年度も本入所施設にウイルスを持ち込まないことを最優先し、新型コロナウイルス収束の見通しが立つまで休業の延長は止むを得ないと考えます。

### 3 生活介護事業所 「いしやま」

#### (1) はじめに

生活介護事業所いしやまの利用者の多くは、本法人の短期入所、居宅介護、共同生活援助などのサービスを組み合わせて利用しており、本法人地域支援課作成のサービス利用計画書に基づき、包括的にサービスをマネジメントし提供されています。特に、地域で生活している重度者に対しては非常に有効的な強みであり、当該事業所におけるサービスの充実とともに、今後もこれを最大限に活かして行きます。

コロナ禍において十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要であります。引き続き、新型コロナウイルス感染防止の徹底に努め、利用者が安心して活動できるとともに職員が安心して働ける環境を整えることが重要であります。生活介護事業所において一番大事なものは、事業所内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。同時に、コロナ禍における「新しい活動スタイル」にともなうサービスの確立に引き続き取り組んで行くこととします。

#### (2) 事業

生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」

定員 38 名／現員 40 名（前年度比+2 名）（R3.4.1 現在）

#### (3) 事業計画

##### ①新型コロナウイルス感染防止の徹底

令和 3 年度も令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い利用者を支援する事業所において、事業所の実状に応じた感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者が安心して活動できるとともに職員が安心して働ける環境を整えて行きます。

一番大事なものは、施設内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。本事業所の利用者の中には基礎疾患を抱える者も多く、常に見守りが必要でマスク着用や 3 密回避など感染症対策が自身で取れない利用者に対する感染対策の難しさが浮き彫りになっています。このような利用者に対して利用者ばかりではなく、利用者と接触する職員に対しマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つ対策を徹底するこ

とが重要であります。

利用者に対しては感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の利用前の家庭での検温の実施や利用中における定時の検温の実施による体調の確認を行うことなどにより、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無などに留意することが重要であります。その際、障がい特性により、利用者が体調の変化を自発的に伝えることが難しい場合も想定され、普段接している職員の気づきも非常に重要であることから、積極的に職員間の情報交換に努めることも重要であります。加えて、生活環境に対する毎日の清掃・消毒や定期的な換気の徹底も重要であります。

さらに、職員が感染源となることのないよう昼食時にマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つことや職場はもとより職場外でも感染拡大を防ぐための取組を各自が徹底して行きます。

## ②現サービスの継続・維持

令和2年度は新たにいしやまⅠとⅡの統合を実現し、全ての長期休暇に対して暦通り(12月29日～1月3日は休業日)とすることに改めています。また、自宅までの送迎と年間計画に基づく土曜日の開所を継続して実施しています。

令和3年度も地域で生活している利用者及びその家族にとって現在の生活を維持していくために、今後も当該事業所に対するニーズに応じていくことが重要と考えその実現に向け取り組んで行きます。

## ③新しい活動スタイルにともなうサービスの確立

コロナ禍において感染予防の観点より令和2年度は利用者にとって様々な制限の元での活動となりました。利用者感染症拡大から守るため、利用において新しい活動様式の実践に取り組んできました。これはこれまで想定したことのない新たな活動の形が浸透するきっかけとなりました。新型コロナウイルスの影響により、事業所でそれまで実施していた行事を実施することが難しくなりました。また、外出の機会も限られています。このような状況下において、令和2年度は工夫を凝らして利用者がめりはりのある活動が送れるよう新たな行事等の実施に取り組んできました。

令和3年度も利用者一人ひとりの事業所での活動が少しでも充実するように取り組んで行きます。



#### ④職員の専門性の向上

職員の育成及び専門性の向上に向けた体制作りと取り組みが職員の定着と権利擁護や虐待防止に資することを考えるとますます重要となってきました。

令和3年度は職員の早期離職防止のために、エルダー・メンター制度を継続し、新任の段階からしっかりとサポートして行きます。また、定期的な自己点検の実施と責任者による個別面談を通じたスーパーバイズを実施し、個々人のストレスの状況も含め、多面的に状態を把握するとともにそれに対するサポートを徹底して行きます。

また、権利擁護・虐待防止に関する内部研修会を令和3年度も継続して実施して行くことで、個々の職員はもちろんのことチームとして、利用者の尊厳や人権、権利を尊重したより良い支援の実現を目指して行きます。

#### ⑤サービスに対する利用者及びその家族の満足度の把握

利用者はその人らしい生活を実現するためにニーズを満たすサービスの提供者を選べる時代となっています。一方、サービス提供者には利用者一人ひとりのニーズを満たすサービスの提供や福祉事業の経営が求められるとともに、利用者一人ひとりの豊かな生活を実現する質の高いサービスの提供が求められています。この実現のために、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならず、本法人で提供されているサービスに対する評価の実施とその継続的な取り組みを行うことにより、さらなるサービスの向上を目指すことが重要であります。

令和2年度は先ず、各事業における個別支援計画に対する利用者及びその家族の満足度を把握する仕組みを取り入れ、個別支援計画に反映させることを開始しています。

また、令和3年度より各事業におけるサービスに対する利用者及びその家族の満足度評価の実施に向け取り組む予定であります。その結果を真摯に受け止めさらなるサービスの向上を目指して行きたいと考えています。

#### ⑥個別支援計画におけるアセスメントの見直し

個別支援計画の質の向上を求め、令和元年度の個別支援計画より作成過程(プロセス)を見直しています。

令和3年度は令和2年度より取り組んでいるアセスメントの見直しについて、より実効性を持たせ計画に活かしていく形を作って行きます。

#### ⑦食事の提供

令和2年度より質の高い昼食の提供を目指し、全ての利用者に対してより家庭的、栄養バランスに配慮した、心のこもった、適温での食事を施設直営の給食で提供することを予定していましたが、コロナ禍において入所関係職員と地域関係職員の完全分離を実施する中、昼食について給食調理職員は入所と地域を兼務となるため実現を見合わせ、感染症防止対策より外部委託給食を継続しています。

令和3年度も新型コロナウイルス収束の見通しが立つまで外部委託給食の継続は止むを得ないと考えています。

## 4. グループホーム 「るあーな」

### (1) はじめに

グループホームは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、利用者が健康で豊かな生活（人生）を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努めます。

また、本体施設・事業所と近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供、利用することができ、利用者及びその家族の安心につながっており、今後もこの利点を最大限に活かして行きます。

コロナ禍において十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要であります。引き続き、新型コロナウイルス感染防止の徹底に努め、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えることが重要であります。グループホームにおいて一番大事なものは、施設内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。同時に、コロナ禍における「新しい生活スタイル」にともなうサービスの確立や新しい家族との交流の在り方に引き続き取り組んで行くこととします。

### (2) 事業

共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」  
定員 7名／現員 7名 (R3.4.1 現在)

### (3) 事業計画

#### ①新型コロナウイルス感染防止の徹底

令和3年度も令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い利用者を支援するグループホームにおいて、実状に応じた感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えることが重要であります。一番大事なものは、グループホーム内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。

本グループホームの利用者の中には高齢者や基礎疾患を抱える者も多く、常に見守りが必要でマスク着用や3密回避など感染症対策が自身で取れない利用者に対する感染対策の難しさが浮き彫りになっています。このような利用者に対して、利用者ばかりではなく、利用者と接触する職員、職員と接触する可能性がある委託業者などを含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つ対策を徹底することが重要であります。利用者に対しては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施や体調の確認を行うことなどにより、日頃から利用者の健康の状況や変化の有無等に留意することが重要であります。その際、障がい特性により、利用者が体調の変化を自発的に伝えることが難しい場合も想定され、普段接している職員の気づきも非常に重要であることから、積極的に職員間の情報交換に努めることも重要であります。加えて、生活環境に対する毎日の清掃・消毒や定期的な換気の徹底も重要であります。

今後も定期的な体重測定や健康診断、インフルエンザ予防接種などに加え、個々のニーズに応じたバイタル測定などの実施を令和3年度も継続して行っています。また、家族はもとより、本体施設の看護師との連携のもと、医療的な相談や必要に応じた対応の実施を令和3年度も継続して行っています。

## ②新しい生活スタイルにともなうサービスの確立

コロナ禍において感染予防の観点より令和2年度は利用者にとって様々な制限の元での生活となりました。利用者や感染拡大から守るため、利用者の日常生活において、ご自身の生活に合った「新しい生活様式」の実践に取り組んできました。これはこれまで想定したことのない新たな日常の形が浸透するきっかけとなりました。新型コロナウイルスの影響により、施設ではそれまで実施していた行事を実施することが難しくなりました。また、外出の機会も必要最低限に限られています。このような状況下において、令和2年度は工夫を凝らして利用者がめりはりのある生活が送れるよう新たな行事等の実施に取り組んできました。

令和3年度も利用者一人ひとりの施設での暮らしが少しでも豊かなものになるように取り組んでいきます。

## ③安定的な支援体制の確保

令和2年度はパート世話人1名が退職し常勤世話人1名となり2名体制が崩れました。まだパート世話人1名の確保に至っていない状況であります。世話人の不在の日が月に最低8日間生じており大きな課題となっています。特に不在時の食事に関しては、当日の支援スタッフに加え生活介護事業所職員の協力を得ています。また本体施設の利用を実施していましたが新型コロナウイルス

ス感染防止の観点より様々な支障が生じています。安定的な支援体制の維持のために、令和3年度は世話人不在の日の解消と不在日の対策を模索することとします。

また、体調不良等により、日中の活動の場である生活介護事業所に通所が困難なケースにおいて、スタッフの見守りや支援が必要となるため、臨時に生活介護事業所のスタッフを配置しています。今後は症状の重症化や長期化した場合の支援体制の構築が望まれます。

#### ④サービスに対する利用者及びその家族の満足度の把握

利用者はその人らしい生活を実現するためにニーズを満たすサービスの提供者を選べる時代となっています。一方、サービス提供者には利用者一人ひとりのニーズを満たすサービスの提供や福祉事業の経営が求められるとともに、利用者一人ひとりの豊かな生活を実現する質の高いサービスの提供が求められています。この実現のために、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない、本法人で提供されているサービスに対する評価の実施とその継続的な取り組みを行うことにより、さらなるサービスの向上を目指すことが重要であります。

令和2年度は先ず、各事業における個別支援計画に対する利用者及びその家族の満足度を把握する仕組みを取り入れ、個別支援計画に反映させることを開始しています。

また、令和3年度より各事業におけるサービスに対する利用者及びその家族の満足度評価の実施に向け取り組む予定であります。その結果を真摯に受け止めさらなるサービスの向上を目指して行きたいと考えています。

#### ⑤生活介護事業所いしやまとの連携の維持

生活支援スタッフ及び夜間支援スタッフ(宿直)を生活介護事業所のスタッフが兼務することで、利用者の共通の理解に基づき専門性を持って統一、継続してサービスを提供しており、令和3年度もこの有効性を継続して行きます。

また、令和3年度も新型コロナウイルス感染防止対策を生活介護事業所としっかり連携しながら実施して行きます。

#### ⑥コロナ禍における就労の維持とそれにとまなう新たな支援の構築

令和2年度は対象利用者2名の内1名がコロナ禍で就労先が影響を受け稼働に制限が生じています。日中活動の場の補填として当人の希望もあり、平日の仕事の休みの日は本法人生活介護事業所いしやまの利用に至っています。利用によって生活リズムの確保と新たな人間関係の構築が見られていますが、生活の生計維持への課題が見られています。

令和3年度もコロナ禍における就労先の雇用状況に応じ、新たな生活習慣の維持、健康管理、金銭管理などの日常生活の管理や支援、余暇活動などに対して新たな支援を構築して行きます。

## 5. 居宅介護事業所 「フルネス」

### (1) はじめに

現在、障害福祉サービスの行動援護と地域生活支援事業の移動支援を主に提供しています。利用者の多くは本法人の利用者（生活介護事業所いしやま・グループホームるあーな）であり、社会参加に対する個々のニーズも高く、地域生活を送る上で本人及びその家族にとって貴重なサービスとなっています。

しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、R2年5月10日～7月31日とR2年11月10日～R3年3月31日の二度にわたり、約8ヶ月の期間、休業を余儀なくされました。一度目の休業後の8月1日より再開しましたがコロナ前の前年同月に比べ利用率(稼働率)が60%前後まで減少しており、大きな減収となっています。加えて、専任スタッフ2名の配置(行動援護サービスにおいて常勤換算上2名の配置基準となっている)による人件費により事業所としては大きな減益が生じています。

これは、利用者及びその家族の新型コロナウイルスに対するサービスへの不安と新しい生活スタイルの定着(休業時初めはサービスがなくなる変化への不安、今は再び変化への不安)が大きく影響しています。また、当初、フルネスのサービスが当該生活介護事業所およびグループホームのサービスに対する代替えとして補完的な役割を果たしていましたが、家族の潜在的なニーズに対する通所サービスへの組み入れ、自宅までの送迎や月に1～2回指定日の土曜日開所、長期休暇の廃止(暦通りの開所)などの実施による影響が考えられます。加えて、新規通所利用者に関しては、すでに児童から利用している事業所の継続利用(他の類型サービスも利用)により新規の利用が全く見られない状況であります。また、現任ヘルパーの高齢化と個々人の事情による稼働制限が見られ、ヘルパーの稼働率を上げるのは困難な状況にあります。加えて、今後のヘルパー確保については、引き続き求人難の大きな壁が考えられます。

以上を踏まえると、今後の対新型コロナウイルスの状況が読めない状況下において、フルネスの事業継続の可否の判断が求められています。利用者及びその家族のニーズと事業としての採算性の選択の判断に迫られています。継続を可とする場合には、サービスを採算ベースに持って行く具体的な方策が必要であり、その為にはヘルパーの確保が必要となってきます。継続を否とする場合には、丁寧な説明による利用者及びその家族の理解とともにヘルパーの理解を得ることが必要であり、利用者及びその家族のニーズに対する代替えサービスの検討確保も必要となってくるものと思われま

令和3年度は、事業の継続を前提として、新型コロナウイルスに対する当事業所の下記のガイドラインに基づき総合的に検討し、継続か休業を考えることにします。

中止：北海道警戒ステージが「3」に引き上げられた場合、または、ステージが「2」の段階で急速急激に感染の拡大が認められた場合

再開：北海道警戒ステージが「2」に引き下げられ、概ね2週間程度、市中感染の状況を見極め感染拡大が止まったと判断した場合

同時に、事業継続にともなう利用(稼働)状況および今後の利用者及びその家族のニーズを見極め、中(長)期的な展望から事業としての採算性を重視し検討を加え、年度内にある程度の方向性を出したいと考えます。

## (2) 事業

居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」

契約者 32名 (前年比-1名) (R3.4.1 現在)

障害福祉サービス 行動援護 契約者 22名 (前年度比+1名)

地域生活支援事業 移動支援 契約者 10名 (前年度比-2名)

## (3) 事業計画

### ①新型コロナウイルス感染防止の徹底とサービスにおける柔軟な対応の実施

令和2年度はコロナ禍において休業期間を除き、利用者及びその家族が安全・安心してサービスが受けられるように様々な制限の中で対策を講じサービスの提供に取り組んできました。

令和3年度はコロナ禍の長期化による、利用者のストレスやその家族の介護疲れなどがますます顕著となって現れるものと思われる中、下記の視点で感染防止とより慎重な実施計画、柔軟なサービスの提供に努めて行くこととします。

- \*ヘルパーに対するマスクなどのPPE(個人防護具)の配布と感染予防対策の指導の徹底
- \*ヘルパーの健康チェック、自己管理と報告の徹底
- \*利用者のサービス前の体調確認・検温の実施
- \*サービス中のマスク着用や手洗い、アルコール消毒などの声掛けや介助



- \* サービス中に体調が悪化した場合の柔軟な対応
- \* 各種施設の使用情報などを随時確認し共有
- \* 感染リスクが高い屋内施設や飲食店などの利用を極力避け屋外施設やテイクアウトなどへのサービス内容の切り替え
- \* 市中の感染拡大状況にともなう活動場所や活動時間、交通機関などの選択と調整
- \* 感染予防に関する利用者及びその家族からの要望を聞き取りサービスへの反映と共有

## ②新型コロナウイルス状況下における事業継続

事業の継続を前提として、当事業所のガイドラインに基づき総合的に検討し、継続か休業を判断することとします。

## ③中期的な展望から今後の事業継続の可否についての検討

事業継続にともなう利用(稼働)状況および今後の利用者及びその家族のニーズ<sup>①</sup>を見極め、中期的な展望から事業としての採算性を重視し検討を加え、年度内にある程度の方角性を出したいと考えます。その際は継続の可否にともなう各課題を整理し、具体的な解決策を踏まえることとします。

## ④今後の利用者及びその家族のニーズ<sup>①</sup>に対するアンケート調査の実施

今後の利用者及びその家族のニーズ<sup>①</sup>を見極めるために先ず、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、個々の面談(個別支援計画時に合わせて)を実施し、現状の把握と課題ならびに今後の展望について整理します。

## ⑤通所(生活介護)利用者及び GH 利用者の地域生活における包括的なサービスの役割分担の整理

今後の地域生活において必要とされる各種サービスとサービス提供体を整理します。